

自治基本条例 検証部会の設置について（案）

1 設置の根拠

阪南市自治基本条例推進委員会条例 第7条第1項の規定に基づき、集中的かつ専門的な検討を行うため、委員会に「検証部会」を設置します。

【参考】阪南市自治基本条例推進委員会条例（抜粋）
（部会）

第7条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。

2 検証部会の構成（案）

条例第7条第2項の規定に基づき、委員長が指名します。

部会の構成員については、各区分の均衡やこれまでの審議状況等を考慮し、以下の構成（案）に基づき、委員長が指名することとします。

区分	委員会定数	部会定数（案）
学識経験者	2名	1名
公共団体等の代表者	5名	3名
公募市民	4名	2名
計	11名	6名

3 部会長の選任（案）

条例第7条第3項の規定に基づき、委員長が指名します。

部会の円滑な運営を図るため、学識経験者等の専門的知見を有する委員の中から、委員長が指名することとします。

4 検証部会の役割

- ・全条文の検討、重点テーマに基づく現状確認および課題整理
- ・解説文（逐条解説）の改訂案（平易化案）の作成
- ・報告書（素案）の作成

5 報告および審議の進め方

条例第7条第4項の規定に基づき、部会長は審議状況および結果を委員会（全体会）へ報告します。部会で作成した「素案」を適宜委員会へ報告し、全体での意見反映を行いながら進めます。